

市立武蔵野会館運営協議会 個人情報取り扱い会則

目的

第1条 この取扱方法は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

責務

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、地域内団体活動において個人情報の保護に務めるものとする。

周知

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料または会報により、少なくとも毎年1回は会員（構成員）に周知するものとする。

個人情報の取得

第4条 本会は、会長が地域内の団体名簿などを、会員または会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

- 2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

利用

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会員相互の親睦と連絡のため、その他文書の送付など
- (2) 地域活動の推進や会員名簿・役員名簿の作成
- (3) 新任、退任、賞状、表彰状、招待状等の対象者の把握

管理

第6条 個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

提供

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 自治体、自治会、連合会、これらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会・地域団体に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

雑則

- 第8条 第6条「管理」の項で、会長が指定する役員とは、行事・活動内容の連絡・出欠確認、その他協議会の運営に必要な情報連絡に関する役員で、各委員会委員長(副会長)・会計・広報・総務、その他会長が必要と判断した運営協議会役員とします。
- 2 現会員(構成員)は、第5条の個人情報利用目的に同意いただいたものとみなします。
 - 3 運営協議会主催行事実施の際、参加会員と役員の連絡のため、新たに必要となる個人情報は、行事開催案内等で都度連絡を依頼します。
 - 4 新規加入会員(構成員)、新任役員、現会員で、運営協議会の運営上連絡が必要な方は、本会則に定める個人情報利用目的を説明し、同意を得たうえで、個人情報の提供を依頼する場合があります。
- 第9条 名簿上に、「この名簿は、会員相互の親睦と連絡のために利用するものであり、他の利用を禁じます。」「会員以外の人の手には渡ることのないよう、取扱には十分注意して下さい。」などを明記し、会員への周知を徹底します。
- 2 情報の内容にもよりますが、情報が漏れた場合や名簿を第三者に悪意を持って渡した場合で、その行為で名簿に記載されている人に被害が生じた場合は、情報を漏らした人に民法上、慰謝料の支払い責任が生じることがあります。改めて、会員に個人情報の義務について周知を徹底します。
 - 3 写真も個人情報にあたる場合があるので、写真をホームページや会報に掲載する場合には、事前に写真を撮ることを周知し、了解していただきます。

附則

この会則は平成30年5月20日から施行する。

「個人情報保護法」改正前は、5000人以上の個人情報を取り扱う民間事業者が対象でしたが、平成28年5月30日の改正施行により、自治会、マンション管理組合、PTA等の「非営利組織」が名簿作成等のために個人情報を集める場合は、本人に目的を明示することと保管に関する「管理方法」が義務付けられました。これを受けて、市立武蔵野会館運営協議会においても個人情報の取り扱い方法を会則に明文化し、会員(構成員)に周知したうえで個人情報を取り扱うことが必要になりました。